

2009年7月29日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成21年5月29日付でコメントの募集が行われた「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめましたのでここに提出いたします。

記

審議委員長

明治大学大学院教授

秋坂朝則

審議委員

公認会計士（あらた監査法人）

伊藤嘉昭

中央大学教授

梅原秀継

公認会計士（新日本有限責任監査法人）

太田達也

電通 経理局経理部主務

齊藤達

日本化薬 経理部会計担当主管

鈴木伸夫

日本電気 経理部主計室長

関沢裕之

三菱重工業 経理部主席部員

高畑修一

明治大学大学院教授

田中建二

明治ホールディングス 経理部経理財務グループ係長

島田勇人

公認会計士（監査法人トーマツ）

中島努

日本大学准教授

濱本明

公認会計士（新日本有限責任監査法人）

山岸聡

公認会計士（あずさ監査法人）

山田眞之助

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

「金融商品会計の見直しに関する論点整理」に関する意見（案）

貴委員会より平成 21 年 5 月 29 日に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点整理」（以下、「論点整理」という。）につき検討を行った結果、「論点整理」につき次のような意見が出されたので、以下の通りコメントする。

1 全体的方向性について

平成 21 年 6 月 30 日に、企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下、「中間報告」という。）が公表され、我が国においても、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）の導入に向け、課題に対処する必要があるとの認識が示され、7 月 3 日には、IFRS 導入のロードマップに対応した民間の推進機関として、「IFRS 対応会議」が発足している。このことは、将来、我が国企業に IFRS の適用を認める（又は強制する）可能性が高まってきたことの現れである。ただし、「中間報告」でも指摘しているように、IFRS を適用する場合であっても、我が国会計基準の必要性がなくなってしまうものではなく、今後とも、我が国会計基準が、高品質でかつ国際的にも整合的なものとなるよう、検討・対応が行われることが必要である。

したがって、我が国の会計基準に IFRS の考え方を導入する際に、プリンシプル・ベースの内容を会計基準として導入するにしても、実務的なルール又は解釈指針（ガイドライン）を適用指針又は実務対応報告として同時に公表し、実務上の混乱を軽減すべきである。確かに、IFRS を適用する場合、IFRS についての解釈指針を作成・公表することは認められていないが、我が国の実務上の指針（例えば、金融商品取引法適用会社以外の会社に対する適用指針）として、その内容を明示することも考えられるのではなかろうか。

また、現在の会計基準の作成業務が、IFRS の適用を意識するあまり、我が国の会計基準を IFRS と同一のものとするを目的としているかのようで、金融商品取引法の適用会社以外の会社に対する取扱いをなおざりにしているように思われる。あくまでも作成される会計基準は、我が国の会社に適用されるべきものであるので、金融商品取引法適用会社以外の会社に適合した指針（特に簡便処理や特例処理の取扱い）についても、明示すべきである。さらに言えば、もし、IFRS と全くの同一の基準とするを目的とするのであれば、その方向性についてパブコメに付すことも考えられるのではなかろうか。

このような視点から、「金融商品会計」の見直しを行うべきである。

なお、今回、「論点整理」について意見をまとめるに当たって、貴委員会の考えがどのような方向を向いているかが、明確でなかったように思われる。確かに、広く意見を聞くという考えから、具体的な方向性を示さないようにしているのかもしれないが、変化が激しい問題についての意見募集の場合には、一定の方向性を示していただいたほうが良いように思える。特に、今回のケースでは、「論点整理」が公表された後の国際的な動向を踏まえての意見とすべきか、又は「論点整理」の掲げられている事項に対するものに止めるべき

か、ということを考えるに当たっても、貴委員会の考える現時点での方向性が明らかであったほうが、意見形成がしやすかったように思える。

2 論点 1-2 デリバティブの定義について

金融商品としても複合的な金融商品が増加している現在においては、貴委員会が考えられているように、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義に変更することに賛成である。その際、現在会計基準において列挙されている商品名については、適用指針等において明示しようと考えているのか、それとも、まったく削除してしまおうと考えているかが、明らかでない。この点については、実務に生ずる混乱も考慮に入れ、検討すべきである。

また、「論点整理」第 35 項は、我が国の会計基準においてデリバティブ取引の重要な特徴であるとされている純額決済性の要件を除外することを検討対象としているが、この点については、ある程度の限定が必要であり、当該要件を除外することについては慎重な検討をすべきであるとの意見が出された。その一方で、純額決済性がデリバティブ取引の重要な特徴であるという点についての検討が不十分であり、この点については、測定区分の見直しと関連付けながら検討すべきであるとの意見も出された。

3 論点 2-1 測定区分の見直しについて

2009 年（平成 21 年）7 月 15 日に、国際会計基準委員会（IASB）から、金融商品の区分と測定（Financial Instruments : Classification and Measurement）の公開草案（ED）が公表され、その内容と論点 2-1 の内容が乖離しているので、コンバージェンスを前提として議論する場合、「論点整理」第 55 項が示すように、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めることが適当であるといえるのかについて、再検討が必要であると思われる。

また、投資をその性質により事業投資と金融投資とに 2 分する考え方は、確かにわかりやすいが、必ずしも企業の活動のすべてを説明できるわけではないので、国際的な場での意見発信において説得力のある根拠となるかについては、疑問が残る。特に、売却可能金融資産（その他有価証券）は、市場動向によっては売却を想定しているものから事業上の関係を有するものまで多様な性格を有しており、保有目的も変遷する可能性があるとする、保有目的に基づき区分することができないということになるのではないか。

なお、このような考え方を継続し、意見発信していくとした場合には、事業投資及び金融投資の定義を明確に示し、①満期保有目的債券を償却原価で評価することや、②売却可能金融資産を時価評価しながらその評価差額を純利益に含めないということと、2 区分に基づく会計処理との関係を理論的に明らかにすべきである。

4 売却可能金融資産の分類について

2において指摘したように、IFRS とのコンバージェンスを考えた場合、当該分類区分の維持という論点ではなく、持分証券を時価評価し、その評価差額をその他包括利益（評価・換算差額等）へ区分したときに、その他の損益（売却損益、受取配当金など）も同一区分とすべきかについて検討すべきである。論理的一貫性からは、同一区分とすべきとする意見も理解できるが、我が国の商慣習を考えた場合、少なくとも受取配当金については、純利益計算の中に含めるべきである。

また、IFRS とのコンバージェンスを推進する場合、7月に公表された ED では原価評価の廃止が提案されているので、非上場株式の時価評価については、1で述べたように実務上の指針を明確にすべきである。

なお、我が国特有の問題である持合株式を意識しての記述と思われるが、「論点整理」第61項(1)における「事業上の制約もなく業務上の関係も有しない」という表現や、(2)における「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略投資」という表現については、明確性が欠けるため、実務上の混乱を生じさせるおそれがあるばかりではなく、国際的に誤解を与えるおそれがある。もし、このような意見に基づいた意見発信をするのであれば、定義、特に「戦略投資」の定義を明確にすべきである。なお、当該資産について、我が国の現状から原価評価を強調するがあまり、費用性資産と同様に取得原価に基づく処理をするということは、金融商品の会計基準としての論理的整合性がなく、少々飛躍した考え方であると思われる。

5 論点 2-2 公正価値オプションについて

公正価値オプションを導入することは、作成者の実務的な負担を軽減させるとともに、投資家に対しても有用な情報を提供できると考えられるので、その適用が任意であるならば、その導入に賛成である。

ただし、議論の中で、任意適用を認めると、財務諸表の比較可能性について支障をきたすことになるのではないかと意見が出された。

6 論点 2-4 減損処理の取り扱いについて

数値基準については、それ自体が不適切な基準である場合を除き、1で述べたとおり、プリンシプル・ベースのみの導入にこだわるのではなく、実務における取扱いを考慮し、数値基準を適用指針又は実務対応報告として明示すべきである。また、数値基準を設けることにより、作成者の判断による恣意性を排除することができるとともに、外部監査人による監査においても一定の質が担保されるというメリットもある。

7 論点 3-2 ヘッジ会計の方法について

公正価値ヘッジに関する会計処理については、公正価値オプションを我が国の会計基準として導入するか否かとあわせて検討する必要があるが、コンバージェンスを考えた場合、

原則的な処理については、時価ヘッジ会計とすべきであると思われる。

なお、合成商品の会計に関して、「論点整理」第 161 項及び 162 項は、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理の廃止を前提として議論しているが、デリバティブに精通した要員がない小規模企業に対しては、複雑性を持たないデリバティブ取引について、原則的な処理によった場合とこれらの処理を行った場合とに重要な差異がないときに限って、簡便的な処理として、これらの会計処理を認めるべきであるとする意見があった。

8 ヘッジ会計の簡素化の可能性について

ヘッジ会計については、高い有効性が要求されることから、その適用には困難さが伴っていたので、簡素化されることについては、賛成である。ただし、有効性の判定はヘッジ会計の存在意義にかかわる問題でもあるので、定性的な評価のみを要求するようなことには慎重な判断をすべきである。また、意見照会としては、具体的にどのような内容がヘッジ会計を適用する場合に支障となっているかについて、もう少し具体的な指摘があると、検討しやすかったように思われる。

なお、「論点整理」第 190 項において、非有効部分が継続的に損益として認識されるのであれば、ヘッジ有効性の要件を若干緩和してもよいとされているが、繰延ヘッジ会計の場合には、ヘッジ手段の変動額がヘッジ対象の変動額を超えるときには、非有効部分を損益に計上できるが、反対に、ヘッジ手段の変動額よりもヘッジ対象の変動額のほうが多いときには、非有効部分についてはなんらの会計処理もされないもので、必ずしも非有効部分が継続的に損益として認識されるわけではない。むしろ、時価ヘッジ会計ならば、非有効部分がいつでも損益に反映されるのではなかろうか。

以上